

海岸堤防等老朽化対策緊急事業実施要綱

平成 20 年 3 月 31 日 国港海第 401 号：港湾局長→都道府県知事、政令市長、一部事務組合管理者、東北～九州地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長

第 1 目的

海岸堤防等老朽化対策緊急事業（以下「本事業」という。）は、海岸堤防等海岸保全施設の中には築造後相当の年月が経過しているものが多く、部材の経年変化、波力等の影響による損傷や機能低下が進行している一方、地球温暖化の影響等による高潮被害の増加や海岸侵食の進行、破堤による被害等の発生が懸念され、これらへの対応が喫緊の課題となっていることにかんがみ、海岸堤防等の老朽化対策を計画的に推進することを通じて海岸保全施設の機能の回復又は強化を図り、もって人命や資産を防護することを目的とする。

第 2 事業主体

本事業の事業主体は、海岸管理者とする。

第 3 事業の対象

本事業の対象は、海岸法（昭和 31 年法律第 101 号。以下「法」という。）第 40 条第 1 項第 1 号に規定する海岸保全区域（同条第 2 項の規定に基づく協議により国土交通大臣が管理することとされた海岸保全施設に係る海岸保全区域を含む。）内において実施するものであって、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 海岸管理者による海岸保全施設の管理が適切に実施されていること。
- (2) 老朽化等により所与の機能が確保されていない海岸保全施設であって、緊急にその機能の強化（法第 27 条第 1 項に定める新設又は改良に関する工事による機能強化をいう。以下同じ。）又は回復（当該機能の強化と一体的に行うことが適当と認められる補修による機能の回復をいう。以下同じ。）を行う必要があると認められるもの。
- (3) 法第 2 条の 3 第 1 項の海岸保全基本計画等に基づき、本事業の実施内容を記載した第 5 に規定する海岸堤防等老朽化対策緊急事業計画（以下「事業計画」という。）が策定されている地区であること。
- (4) 事業計画に位置付ける総事業費が以下のとおりであること。
 - ① 都道府県が行うもの 5,000 万円以上
 - ② 市町村が行うもの 2,500 万円以上

第 4 事業の内容

本事業の内容は、事業計画に位置づける海岸保全区域内において、老朽化等により機能が確保されていない海岸保全施設であって、緊急にその機能の強化又は回復を行う必要があるものについて、次に掲げる対策を講じるものとする。

- (1) 海岸保全施設の老朽化調査
- (2) (1) の調査結果を踏まえた老朽化対策計画の策定
- (3) (2) の老朽化対策計画に基づいて実施する老朽化対策工事

第 5 事業計画

1 事業計画の作成

本事業を実施しようとする海岸管理者は、関係機関の意見を聴取し、当該事業に係る事業計画

を作成するものとする。

2 事業計画の内容

事業計画は、事業着手から原則として5年以内に成果目標の達成が見込まれるよう、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 海岸の概要
- (2) 施設管理の現状
- (3) 事業の概要
- (4) 計画の内訳
- (5) 老朽化対策の基本的な考え方
- (6) 成果目標
- (7) 維持管理の基本的な考え方
- (8) その他参考となる事項

3 事業計画の同意

- (1) 海岸管理者は、1の規定に基づき作成された事業計画について、港湾局長に協議し、その同意を得るものとする。

4 事業計画の変更

- (1) 海岸管理者は、3による同意を得た事業計画を変更しようとする場合には、3の手續に準じて行うものとする。

第6 事業の実施

海岸管理者は、第5の3による同意を得た事業計画に基づき、第4の(1)老朽化調査及び同(2)の老朽化対策計画の策定を行った上で、同(3)の老朽化対策工事を計画的かつ効率的に実施するものとする。なお、当該工事の実施に当たっては、所期の目的を十分達成することができるよう、効率的かつ効果的な工法及び対策手法を検討するものとする。

第7 国の補助金の交付

国は、予算の範囲内で本事業の実施に要する経費について、別に定めるところにより、海岸管理者に対して補助金を交付するものとする。

第8 国の助言

国は、本事業の実施に当たっては、必要な助言を行うものとする。

第9 報告

- 1 海岸管理者は、本事業の完了後、速やかに、当該事業のもたらす効果等について評価を行い、これを公表するとともに、港湾局長に報告を行うものとする。
- 2 1のほか、港湾局長が必要と認めた場合にあっては、当該事業の効果等に関する報告を行うものとする。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、港湾局長が別に定めるものとする。

○海岸堤防等老朽化対策緊急事業実施要領

第1 趣旨

海岸堤防等老朽化対策緊急事業(以下「本事業」という。)の実施については、海岸堤防等老朽化対策緊急事業実施要綱(平成20年3月31日付け国港海第401号港湾局長。以下「要綱」という。)によるほか、この実施要領によるものとする。

第2 老朽化対策計画の内容

- 1 要綱第4の(2)の老朽化対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1)老朽化調査を踏まえた工事实施箇所の状況
 - (2)老朽化対策工事の実施方針及び整備目標
 - (3)予定工期及び工程計画
 - (4)工法
 - (5)(1)から(4)までのほか、老朽化対策工事を実施するに当たり必要な事項
- 2 海岸管理者は、策定した老朽化対策計画を港湾局長に提出するものとする。

第3 事業計画の同意

- 1 海岸管理者が要綱第5の3の同意を得るに当たっては、要綱第5の事業計画(別記様式第2号及び様式第3号)を作成の上、別記様式第1号による事業計画協議書(以下「協議書」という。)を港湾局長に提出するものとする。
- 2 港湾局長は、1により提出のあった協議書を審査の上、事業を実施することが適当であると認められるときは、事業計画に同意するものとする。

第4 事業計画の変更

- 1 要綱第5の4により事業計画の変更を必要とするものは、次に掲げる場合とする。
 - (1) 海岸の追加又は廃止
 - (2) 老朽化対策の内容の著しい変更
- 2 海岸管理者が要綱第5の4により事業計画を変更しようとする場合は、別記様式第4号による事業計画変更協議書(以下「変更協議書」という。)を港湾局長に提出するものとする。
- 3 港湾局長は、2により提出のあった変更協議書を審査の上、その変更の内容が適当である認められるときは、当該変更に同意するものとする。

第5 報告

海岸管理者は要綱第9の1の報告を行うに当たり、別記様式第3号による事業計画書をもって具体的数値目標を設定した成果目標等に基づき評価を行い、その結果を港湾局長に報告するものとする。

第6 その他

隣接する一連の海岸において本事業及び他の主務大臣の下で実施される海岸堤防等老朽化対策緊急事業を実施する場合、一の主務大臣の下で事業を実施することが、背後浸水区域の防護又は住民避難の観点から効果的かつ効率的であると認められるときは、海岸法(昭和31年法律第101号)第40条第2項に基づく大臣間協議等を活用することを原則とする。

(別記様式第1号)

海岸堤防等老朽化対策緊急事業 事業計画協議書

番 号
年 月 日

国土交通省 港湾局長 殿

〇〇県(都道府)知事 〇〇〇〇印
又は〇〇県(都道府)〇〇市(町村)長〇〇〇〇印

〇〇海岸等において、海岸堤防等老朽化対策緊急事業を実施したいので、海岸堤防等老朽化対策緊急事業実施要綱(平成20年3月31日付け国港海第401号港湾局長通知)第5の3の(1)の規定に基づき別紙事業計画書により協議します。

(別記様式第2号)

海岸堤防等老朽化対策緊急事業 事業計画総括表

都道府県名		海岸管理者名		計画期間	平成〇年度～平成〇年度
-------	--	--------	--	------	-------------

海岸名	実施内容等	総事業費(千円)	実施予定期間	備考
	小計			
	小計			
	小計			
合計				

- 備考) 1 事業を実施する海岸は、すべて記載すること。
 2 実施内容等欄には、整備内容を簡潔に記載すること。
 3 総事業費欄には、海岸毎の小計も記載すること。
 4 備考欄には、事業実施の必要性を記載すること。

(別記様式第3号)

〇〇海岸 海岸堤防等老朽化対策緊急事業 事業計画書

都道府県名		所管名		海岸管理者名	
沿岸名	事業施行場所			海岸保全区域指定	財源負担割合(%)
	郡	町	地先	平成 年 月 日告示	国 都道府県 市町村 その他
	市	大字			
海岸の概要	被災歴			海岸背後地区の浸水被害防護に係る成果目標	
※ 海岸の位置、自然条件、海岸の状況、海岸保全施設の設置状況等を記述する。また、耐震対策に関する現状と課題について、成果目標に関連づけて記述する。				海岸延長※(m)	支援人口(人)
				防護面積(ha)	その他の成果目標
					※本事業の実施により達成し得る成果目標について記載する。(他事業と併せた成果目標の場合は、本事業分を切り分けて記載) <例>地震発生後の高潮被害が減少 10ha → 1ha
事業の概要	計画における位置付け				
※ 事業の目的、整備の方法等を記述する。	地域防災計画等における当事業の位置付け				
計画の内訳	実施予定期間				
	施設名等	整備内容	事業費(千円)	整備予定期間	整備の必要性
	合計				
関係機関との連携	海岸法第40条2項、救護・復旧等の危機管理を担う施設(市町村役場、警察・消防署、病院等)との連携等				
ソフト対策との連携	地方公共団体におけるハザードマップ作成、避難訓練(1回/年)、住民への高潮又は津波に関する情報提供等				

- ※印：海岸延長とは、当該事業により老朽化対策が実施された海岸線延長とする。
 ○添付資料 (1) 所在地及び位置図 (2) 計画平面図(標準断面図、構造図等を添付)
 (3) 写真(撮影時期、説明等を記述した海岸の現況写真等)
 (4) 地域防災計画等の該当部分の写し

(別記様式第4号)

海岸堤防等老朽化対策緊急事業 事業計画変更協議書

番 号
年 月 日

国土交通省 港湾局長 殿

〇〇県(都道府)知事 〇〇〇〇印
又は〇〇県(都道府)〇〇市(町村)長〇〇〇〇印

〇〇海岸等において、海岸堤防等老朽化対策緊急事業事業計画を下記にとおり変更したいので、海岸堤防等老朽化対策緊急事業実施要綱(平成20年3月31日付け国港海第401号港湾局長通知)第5の4の規定に基づき協議します。

記

1 変更の理由

2 変更の概要

3 添付書類

(1) 事業計画書

(注) 1 別記様式第2号によるものとする。

2 変更する箇所を容易に比較対照できるように変更部分を2段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。なお、新規箇所の追加の場合は比較対照の必要はない。

(2) 変更の理由を補足するための写真及び資料

○「海岸堤防等老朽化対策緊急事業実施要領について」（運用）

1. 海岸堤防等老朽化対策緊急事業により行う老朽化等により機能が確保されていない海岸保全施設の「機能の強化」と「機能の回復」の別の取扱いについて。

（1）「機能の強化」とは、施設を改良するもので、以下のものとする。

- ① 波浪、潮位等の条件変更に伴う天端高の嵩上げ、断面拡幅、消波ブロック等の追加・重量増
- ② 設計震度の変更に伴う重量増工のための断面拡幅、液状化対策
- ③ 地形や地盤条件の変更に伴う基礎工、根固工及び水叩工等の改良
- ④ 陸閘、水門、排水機場の改良
- ⑤ 堤防等の構造改良に伴う付帯設備の新設
- ⑥ その他設計条件の変更による施設の改良

（2）「機能の回復」とは、以下のものとする。

- ① 経年変化や波浪等の影響による損傷や機能低下が進行している施設の原形復旧
- ② 部分的なひび割れや損傷部の修復のため、モルタルや樹脂等の注入などにより、機能の回復を図るもので、当初の構造を変更しないもの。